

# 農委第12号松くい虫防除（伐倒駆除・くん蒸）豊浦地区業務委託 仕様書

## 1 適用範囲

- (1) この仕様書は、松くい虫の付着による被害を受けたマツの伐倒及びくん蒸、又は薬剤散布（以下「伐倒駆除」という。）の一連の作業に適用する。なお、この仕様書において、松くい虫とはマツの枯死の原因となる線虫類及び線虫類を運搬する昆虫類の総称とする。
- (2) 受注者は、この仕様書によるほか、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、伐木造材作業基準（昭和59年林野第27号）等、関係法令・通知で定めるところに従い、伐倒駆除を実施すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、監督員の指示を受けること。

## 2 委託期間、場所

- (1) 期間：契約日から令和8年3月31日まで
- (2) 場所：新発田市竹俣万代他地内（農委第12号実施区域図）

## 3 施工計画書の作成

- (1) 発注者の指示を受け、受注者は着手前に被害木の位置等を十分把握するとともに、地形、林況、工作物等について調査の上、伐倒駆除の施工計画書を作成し、監督員に提出し、承認を受けること。  
また、使用薬剤及び監督員の指示する材料について、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、監督員の承認を受けること。
- (2) 受注者は、承認を受けた施工計画書を遵守し、施工すること。
- (3) 施工計画書には、次の事項について記載する。また、監督員がその他事項について求めた場合は、追記すること。
  - ① 委託概要
  - ② 実施工程表
  - ③ 現場組織表
  - ④ 安全管理（安全研修を含む。）について定めたもの
  - ⑤ 施工方法
  - ⑥ 緊急時の連絡体制及び対応について定めたもの
  - ⑦ その他必要な事項
- (4)くん蒸を実施する場合は、農林水産大臣に提出した農薬使用計画書の写しを添付すること。

## 4 対象木の決定

被害木調査によるナンバーテープ等のマークのある被害木を伐倒駆除の対象とするが、マークのないマツの被害木を発見した場合や、ナンバーテープ等のマークはあるが、明らかに松くい虫による被害木でない松を発見した場合は、速やかに監督員に連絡し、指示を求める。

## 5 伐倒作業

- (1) 伐倒作業は、上下作業、近接作業になつてないかを確認し、障害物を除去し、安定した足場で行うこと。なお、被害木以外の樹木等に損傷を与えないよう、注意すること。  
また、被害木は生立木と比較して幹に粘りが無くなり、折れやすくなっていることから、十分に注意し、安全作業に努めること。
- (2) 伐倒後、調査時のナンバーテープを伐根に打ち、検査時に確認できるようにしておくこと。  
なお、ナンバーテープのある松を伐倒しなかつた場合は、ナンバーテープ等を回収し、提出すること。
- (3) 枝払い作業は、かん木等障害物を除去し、安全を確認した上で実施すること。
- (4) 被害材は1.0から1.5m程度に玉切り、足場を整え、安全を確保してから作業を行うこと。
- (5) 玉切った被害材は道路、水路等に放置しないよう、十分注意すること。

## 6 くん蒸

- (1) 使用する薬剤は、発注者より指示を受けた薬剤を使用し、農薬登録において定められた使用基準を遵守すること。また、シートについて、気体透過性の小さいくん蒸用シートを使用すること。
- (2) 薬剤散布を行う作業員は、ヘルメット、防護眼鏡、マスク、手袋、長靴等を着用し、直接人体に薬剤が接触しないよう注意すること。
- (3) 感染源を林内に残さないため、被害木の幹だけではなく、2cm以上の大太さの枝条についても全て集積し、くん蒸処理を実施すること。
- (4) 被害材（枝条含む。）は、被覆内容積がおおむね1m<sup>3</sup>程度になるように集積し、シートで被覆すること。
- (5) 被害材の集積は、なるべく平坦な場所を選ぶこと。また、シートの破損を防ぐため、枝条を集積した上に、玉切りした被害材を集積すること。
- (6) くん蒸剤の効果を高めるため、上空が開放しており日光が被覆された被害材に当たる場所に集積すること。
- (7) 落葉が堆積している場所など、くん蒸剤のガスの密閉が難しい場所では、被害材の下にシートを敷く等、ガス漏れのないようにすること。
- (8) 集積した被害材を被覆するシートは、くん蒸剤のガスの密閉効果が確認されている材質で破れにくいものを使用すること。  
また、シートに穴があいた場合は、粘着テープ等で穴をふさぎ、ガス漏れのないよう注意すること。
- (9) 集積した被害材を被覆するシートが、風によりめくれないよう、シートの裾は土等で押さえること。
- (10) 集積単位ごとに、被覆年月日と被害木ナンバーがわかるように明示するとともに、第三者がみだりに近づかないように注意喚起の措置を講じること。

## 7 連絡体制の確立

受注者は常に所在を明らかにし、監督員と常に連絡をとれる体制にすること。

## 8 作業記録

- (1) 記録写真は、伐倒駆除材積 100 m<sup>3</sup>当たり 1か所程度、くん蒸処理を終えるまでの一連の作業を年月日、地名、テープナンバーを明記し撮影すること。  
なお、全数量が 100 m<sup>3</sup>以下の場合は、おおむね 3か所以上行うこと。
- (2) 現場作業の記録は作業日ごとに、場所、作業内容、作業員氏名等、必要事項を記録し、整備すること。
- (3) 被害木の伐倒作業が完了したものについては、調査時のナンバーテープを打った伐根写真を整備すること。
- (4) 駆除完了後、地形図に駆除木ごとに位置、ナンバーを記入し、整理すること。  
なお、マークのないマツの被害木を発見した場合は被害木の位置を GNSS データで確認できるように電子媒体にて納品すること。  
また、ナンバーテープはあるが伐倒駆除しなかった松についても同様に整理すること。
- (5) 現地写真のなかで、着手前、作業中、竣工の写真は原則として GNSS データが確認できるものとすること。

## 9 履行届の提出

- (1) 現場作業終了後、履行届を提出すること。
- (2) 履行届を提出する際、前記 8 で整備した作業記録を添付すること。

## 10 その他

- (1) 事業量に変更が生じた場合は、別紙「設計書」に基づき事業費を再計算することとする。
- (2) 入札参加を希望する者は入札前に区域図等設計図を基に現場の地形、林況、工作物等について確認の上入札額を積算すること
- (3) 林業・木材製造業労働災害防止協会等の安全衛生団体等が実施するチェーンソー作業従事者特別教育について、「労働安全衛生規則第 36 条第 8 号に規定する特別教育」を修了した者を配置すること。

## 11 請求書提出先

新発田市役所加治川庁舎 1 階農林水産課里山保全係 TEL : 0254 - 33 - 3108

※ 契約終了後、この契約に関する業務評価をします。

※ 提出された入札書及び内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。